測量の認定を受けたい場合について

◎登録部門等の希望の有無について

浜田市においては、測量に『測量一般』、『地図の調整』及び『航空測量』 の3つの部門があります。

測量の登録がある場合は、実績がなくても3部門のいずれの登録も希望できます。希望される部門の【希望の有無】及び【登録の有無】にチェックを入れてください。

◎提出書類について

測量業を営もうとする者は、測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 55 条第 1 項及び測量法第 55 条の 13 第 1 項の規定により、常時、測量の請負契約を 締結する事務所(以下「営業所」という。)ごとに測量士を 1 人以上置き、登録を受けなければなりません。そのため、浜田市においては、登録を受けている営業所でしか認定ができませんので、受任者で認定を希望される場合は 登録を受けている営業所で申請してください。

つきましては、本社(委任なし)で認定を希望される場合は、『登録証明書』 を、受任者で認定を希望される場合は、『登録証明書』、『登録申請書〈第1面〉』 及び『登録申請書〈別紙〉』の提出をお願いします。直近に申請した書類を提 出してください。

提出いただいた書類で受任者での営業所登録を確認できない場合は、登録 を確認できる営業所での申請に変更していただきますので、ご承知おきくだ さい。

◆測量法第 55 条第 1 項◆

測量業を営もうとする者は、この法律の定めるところにより、測量業者と しての登録を受けなければならない。

◆測量法第 55 条の 13 第 1 項◆

測量業者は、その営業所ごとに測量士を 1 人以上置かなければならない。